

令和2年11月18日
呉信用金庫

個人インターネットバンキング契約の継続確認について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠に有難うございます。

さて、当金庫では個人インターネットバンキングの不正利用による被害の未然防止を図るため、下記の手順で過去1年間に利用実績のないお客様の個人インターネットバンキング契約を解約させていただきますことといたしました。

ご利用頻度の少ないお客様にはご負担をおかけすることになりますが、事情ご賢察のうえ何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 解約の対象となるお客様

令和元年10月30日以前にご契約いただいたお客様のうち、令和2年10月30日時点で過去1年間に一度もログインされていないお客様。

なお、解約の対象となるお客様には、通知書を送付させていただきます。

2. 解約予定日

令和2年12月7日（月）以降順次解約処理を行います。

3. 解約事由

「くれしん個人インターネットバンキングサービス利用規定」第21条第3項(1)に基づき解約させていただきます。

4. 解約に伴う留意事項

お客様が「くれしんファミリーポイントプラスサービス」をご利用いただいている場合は、解約に伴うポイント数の減少により、ATM手数料キャッシュバックなどの特典を受けることができなくなる可能性がありますのでご注意ください。

5. 本サービスの利用をご継続いただく場合

令和2年12月6日（日）までにログインしてください。

以上

（本件に関するお問い合わせ先）

くれしんお客様ダイレクトサービスセンター

電話番号 0120-27-0043

受付時間 平日 9:00～17:00